人事院事務総長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について(通知)

「災害補償制度の運用について(昭和48年11月1日職厚―905)」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係	第11の2 介護補償関係
1~3 (略)	$1 \sim 3$ (略)
4 規則16-0第28条の3の	4 規則16-0第28条の3の
「人事院が定める額」は、次に	「人事院が定める額」は、次に
掲げる場合の区分に応じ、それ	掲げる場合の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額とする。	ぞれ次に定める額とする。

- (1) 介護を要する状態の区分が 規則16-0第28条の2の 表常時介護を要する状態の項 に該当する場合((2)において 「常時介護を要する場合」と いう。)において、一の月に 介護に要する費用を支出して 介護を受けた日があるとき (2)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する 費用として支出された額(その額が166,950円を超えるときは、166,950円
 円)
- (2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72</u>,990円(限る。) <u>72</u>,990円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、
- (1) 介護を要する状態の区分が 規則16-0第28条の2の 表常時介護を要する状態の項 に該当する場合((2)において 「常時介護を要する場合」と いう。)において、一の月に 介護に要する費用を支出して 介護を受けた日があるとき((2)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する 費用として支出された額(そ の額が165,150円を超 えるときは、165,150円
- (2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が70 用として支出された額が70 ,790円以下であるときに限る。) 70,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、

- 介護に要する費用として支出し された額)
- (3) 介護を要する状態の区分が | 規則16-0第28条の2の 表随時介護を要する状態の項 に該当する場合(4)において 「随時介護を要する場合」と| 介護に要する費用を支出して | 介護を受けた日があるとき(| (4)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する 費用として支出された額(そ) の額が83,480円を超え るときは、83,480円)
- (4) 随時介護を要する場合におし いて、一の月に親族又はこれ に準ずる者による介護を受け た日があるとき(その月に介し 護に要する費用を支出して介 | 護を受けた日がある場合にあ っては、当該介護に要する費 用として支出された額が<u>36</u> | , 500円以下であるときに | 限る。) 36,500円(新たに介護補償を支給すべき

- 介護に要する費用として支出 された額)
- (3) 介護を要する状態の区分が 規則16一0第28条の2の 表随時介護を要する状態の項 に該当する場合(4)において 「随時介護を要する場合」と いう。)において、一の月に いう。)において、一の月に 介護に要する費用を支出して 介護を受けた日があるとき((4)に掲げる場合を除く。) その月における介護に要する 費用として支出された額(そ の額が82,580円を超え るときは、82,580円)
 - (4) 随時介護を要する場合にお いて、一の月に親族又はこれ に準ずる者による介護を受け た日があるとき(その月に介 護に要する費用を支出して介 護を受けた日がある場合にあ っては、当該介護に要する費 用として支出された額が35 , 400円以下であるときに 限る。) <u>35,400円</u>(新たに介護補償を支給すべき

事由が生じた月にあっては、 介護に要する費用として支出 された額)

 $5 \sim 9$ (略)

第18 福祉事業関係

1 (略)

2 補装具の支給、修理又は再支給の取扱いについては、次による。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 規則16-3第8条第1項 第11号の「前各号に掲げる 補装具以外の補装具」には、 <u>電動車椅子</u>、歩行車、かつら 、じょくそう予防用敷布団、 介助用リフター、フローテー ションパッド(<u>車椅子用</u>)、 ギャッチベッド等が含まれる。

 $(5)\sim(7) \qquad (略)$

3 (略)

- 4 アフターケアの取扱いについては、次による。
 - (1) 規則16-3第12条の「 人事院が定める者」は、次に 掲げる者とする。

ア・イ (略)

事由が生じた月にあっては、 介護に要する費用として支出 された額)

 $5 \sim 9$ (略)

第18 福祉事業関係

1 (略)

2 補装具の支給、修理又は再支 給の取扱いについては、次によ る。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 規則16-3第8条第1項 第11号の「前各号に掲げる 補装具以外の補装具」には、 <u>電動車いす</u>、歩行車、かつら 、じょくそう予防用敷布団、 介助用リフター、フローテー ションパッド(<u>事いす用</u>)、 ギャッチベッド等が含まれる。

 $(5)\sim(7)$ (略)

- 3 (略)
- 4 アフターケアの取扱いについては、次による。
- (1) 規則16-3第12条の「人事院が定める者」は、次に掲げる者とする。

ア・イ (略)

ウ 脊髄を損傷した者で障害 等級に該当する程度の障害 が存するもの(障害の程度 が第4級以下の障害等級に 該当する者にあっては、医 師の医学的意見により、実 施機関が特にアフターケア を実施する必要があると認 めた者に限る。)

エ~カ (略)

キ 慢性の<u>化膿性骨髄炎</u>となった者で、原則として、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

ク・ケ (略)

コ 大腿骨頸部を骨折し、又は<u>股関節を脱臼</u>し、若しくは<u>脱臼骨折</u>した者(障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあっては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。)

サ~ス (略)

セ 外傷により末梢神経を損

ウ せき髄を損傷した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの(障害の程度が第4級以下の障害等級に該当する者にあっては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。)

エ~カ (略)

キ 慢性の<u>化膿性骨髄炎</u>となった者で、原則として、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

ク・ケ (略)

コ 大腿骨頸部を骨折し、又は<u>股関節を脱臼</u>し、若しくは<u>脱臼骨折</u>した者(障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあっては、医師の医学的意見により、実施機関が特にアフターケアを実施する必要があると認めた者に限る。)

サ~ス (略)

セ 外傷により末梢神経を損

傷して激しいとう痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

ソ~ツ (略)

(2) (略)

 $5 \sim 10$ (略)

- 11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。
 - (1) (略)
 - (2) 規則16-3第19条の5 の「人事院が定める額」は、 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める額(遺族 特別援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合にあっては、当該額を その人数で除して得た額)と する。
 - ア 遺族補償年金を受ける権 利を有することとなった者 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める 額
 - (ア) (略)
 - (4) 通勤による死亡の場合

傷して激しいとう痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

ソ~ツ (略)

(2) (略)

 $5 \sim 10$ (略)

- 11 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。
 - (1) (略)
 - (2) 規則16-3第19条の5 の「人事院が定める額」は、 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ次に定める額(遺族 特別援護金の支給を受けるこ とができる遺族が2人以上あ る場合にあっては、当該額を その人数で除して得た額)と する。
 - ア 遺族補償年金を受ける権 利を有することとなった者 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める 額
 - (ア) (略)
 - (4) 通勤による死亡の場合

1,115万円

- イ 遺族補償一時金を受ける 権利を有することとなった 者 次に掲げる者の区分に 応じ、それぞれ次に定める 額
 - (ア) 補償法第17条の5第 1項第1号、第2号又は 第4号に該当する者 次 に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額
 - a (略)
 - b 通勤による死亡の場 合 1,115万円
 - (イ) 補償法第17条の5第 1項第3号に該当する者 のうち、職員の死亡の当 時において、職員の三親 等内の親族で18歳未満 若しくは55歳以上の年 齢であったもの又は職員 の三親等内の親族で第7 級以上の障害等級の障害 に該当する状態にあった もの 次に掲げる場合の

1,055万円

- イ 遺族補償一時金を受ける 権利を有することとなった 者 次に掲げる者の区分に 応じ、それぞれ次に定める 額
 - (ア) 補償法第17条の5第 1項第1号、第2号又は 第4号に該当する者 次 に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額
 - a (略)
 - b 通勤による死亡の場 合 1,055万円
 - (イ) 補償法第17条の5第 1項第3号に該当する者 のうち、職員の死亡の当 時において、職員の三親 等内の親族で18歳未満 若しくは55歳以上の年 齢であったもの又は職員 の三親等内の親族で第7 級以上の障害等級の障害 に該当する状態にあった もの 次に掲げる場合の

区分に応じ、それぞれ次 に定める額

- a (略)
- b 通勤による死亡の場 合 780万円
- (ウ) 補償法第17条の5第1 1項第3号に該当する者 のうち、(イ)に掲げる者以 外の者 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - a (略)
 - b 通勤による死亡の場 合 445万円
- $12 \sim 15$ (略)
- 扱いについては、次による。
 - (1) 規則16-3第19条の1 4第1項本文の「人事院の定 めるもの」は、脊髄その他神 経系統の機能若しくは精神又 は胸腹部臓器の機能の著しい 障害とする。
 - (2) 規則16-3第19条の1 計算については、死亡した<u>同</u>

区分に応じ、それぞれ次 に定める額

- a (略)
- b 通勤による死亡の場 合 740万円
- (ウ) 補償法第17条の5第 1項第3号に該当する者 のうち、(イ)に掲げる者以 外の者 次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ 次に定める額
 - (略) a
 - b 通勤による死亡の場 合 420万円
- $12 \sim 15$ (略)
- 16 長期家族介護者援護金の取 | 16 長期家族介護者援護金の取 扱いについては、次による。 (新設)

(1) 規則16-3第19条の1 4第1項本文の「10年」の 4第1項本文の「10年」の 計算については、死亡した<u>要</u>

項に規定する傷病補償年金又| は障害補償年金を受ける権利 を有する者(以下「要介護年 金受給権者」という。)が、 傷病等級若しくは障害等級の 変更又は再発により第1級若 しくは第2級の傷病等級又は 第1級若しくは第2級の障害 等級に該当する障害に係る傷 病補償年金又は障害補償年金 (以下この(2)において「第1 級又は第2級の年金」という | 。)を受ける権利を有しなく なった後に、再度、第1級又 は第2級の年金を受けていた 者である場合等には、最初に 受けていた第1級又は第2級 の年金を支給すべき事由が生 じた日の翌日から起算するも のとする。

(3) (略)

(4) 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、 要介護年金受給権者の死亡の 介護年金受給権者が、傷病等級若しくは障害等級の変更又は再発により第1級の傷病等級又は第1級の障害等級に管害補償年金(以下の年金」という。というの年金を受ける権利を有しなくなったを受ける権利を有しなくなったを受ける権利を有しないの年金を受ける場合である場合である場合では、最初に受けていた事由がは、の年金を支給すべき事由がら起算する。

(2) (略)

(新設)

当時事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者を含む。(5)に おいて同じ。)、子、父母、 孫、祖父母及び兄弟姉妹のう ち、要介護年金受給権者の死 亡の当時その収入によって生 計を維持していた者であって <u>、生活に困窮して</u>いると認め られるものとする。ただし、 妻(婚姻の届出をしていない が、事実上婚姻関係と同様の 事情にあった者を含む。) 以 外の者にあっては、要介護年 金受給権者の死亡の当時次に 掲げる要件に該当した場合に <u>限るものとする。</u>

ア 夫 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。(6)及び(7)において同じ。)、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上であるか、又は規則16-0第29条に定める障害の状態(イにおいて「一定の障害の状態」という。

-) にあること。
- <u>イ</u> 子又は孫については、一 定の障害の状態にあること。
- (5) 長期家族介護者援護金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- (6) (4)の規定にかかわらず、(4) のアに掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であった者であって、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とする。
- (7) (6)に規定する遺族の長期家 族介護者援護金の支給を受け るべき順位は、(4)に規定する 遺族の次の順位とし、(6)に規

(新設)

(新設)

(新設)

定する遺族のうちにあっては 、夫、父母、祖父母及び兄弟 姉妹の順序とし、父母につい ては、養父母を先にし、実父 母を後にする。

(8) (4)及び(6)の「生活に困窮していると認められる」とは、長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者が、規則16-4第24条の2第1項の規定による長期家族介護者援強金支給申請書の提出を行う日の属する年の前年における所得について所得税法(昭和40年法律第33号)の知知により所得税を納付しないことなる場合であって、次に掲げる場合であってがかいた該当するときをいう。

ア その提出時において、そ の収入により長期家族介護 者援護金の支給を受けよう とする者の生計を主として 維持している者 (イにおい

(3) 規則16-3第19条の1 4第2項本文及び第4項の「 生活に困窮していると認めら れる」とは、長期家族介護者 援護金の支給を受けようとす る者が、規則16-4第24 条の2第1項の規定による長 期家族介護者援護金支給申請 書の提出を行う日の属する年 の前年における所得について 所得税法(昭和40年法律第 33号)の規定により所得税 を納付しないこととなる場合 であって、かつ、次に掲げる 場合のいずれかに該当すると きをいう。

ア その提出時において、そ の収入により長期家族介護 者援護金の支給を受けよう とする者の生計を主として 維持している者(以下「挟

て「扶養者」という。)が | いない場合

イ (略)

(9) 要介護年金受給権者を故意 に死亡させた者又は要介護年 金受給権者の死亡前に、要介 護年金受給権者の死亡によっ て長期家族介護者援護金を受 けることができる先順位若し くは同順位の遺族となるべき 者を故意に死亡させた者は、 長期家族介護者援護金を受け ることができる遺族としない。

第19 その他の事項

 $1 \sim 10$ (略)

くは疾病にかかり、若しくは通 勤により負傷し、若しくは疾病 にかかり、平成22年6月10 日から平成23年2月14日ま での間に治ったとき、又は障害 補償年金を受ける者の当該障害 補償年金に係る障害の程度に当 該期間において変更があったと 16-0別表第5第12級の項 □ 養者」という。)がいない 場合

イ (略)

(新設)

第19 その他の事項

 $1 \sim 10$ (略)

11 職員が公務上負傷し、若し 11 職員が公務上負傷し、若し くは疾病にかかり、若しくは通 勤により負傷し、若しくは疾病 にかかり、平成22年6月10 日から平成23年2月14日ま での間に治ったとき、又は障害 補償年金を受ける者の当該障害 補償年金に係る障害の程度に当 該期間において変更があったと きに存した障害(改正前の規則 きに存した障害(改正前の規則 16一0別表第5第12級の項

- 第14号又は第14級の項第1 0号に該当するものに限る。) に係る第18の4の(1)のア、ウ 、サ、ス及びセの規定の適用に ついては、10にかかわらず、 人事院規則16-0-56によ る改正後の規則16-0(12 から14までにおいて「改正後 の規則16-0」という。)別 表第5に規定する障害等級によ るものとする。
- 12 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは疾病にかかり、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の程度に当ずるでの程度において変更があったときにおいて変更があったときにおいて変更があったときにおいて変更があったりままりである。10月表第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。10号では第14号では第14級の項第10号に該当するものに限る。10号では20の(1)及び(2)の係る第18の10の(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)のの(1)及び(2)の
- 第14号又は第14級の項第1 0号に該当するものに限る。) に係る第18の4の(1)のア、ウ 、サ、ス及びセの規定の適用に ついては、10にかかわらず、 人事院規則16-0-56によ る改正後の規則16-0(12 及び13において「改正後の規 則16-0」という。)別表第 5に規定する障害等級によるも のとする。
- 12 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは疾病にかかり、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から平成23年2月14日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の程度において変更があった障害(改正前の規制である。16一0別表第5第12級の第14号又は第14級の項第14号又は第14級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに係る第10号において同じ。)に係る第18の10の(1)及び(2)の規定の適

規定の適用については、改正後 の規則 1 6 — 0 別表第 5 に規定 する障害等級によるものとする。

13 (略)

14 要介護年金受給権者が平成
22年6月10日から平成23
年2月14日までの間に死亡した場合であって、当該要介護年金受給権者の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害の状態に係る第18の16の(4)のアの規定の適用については、改正後の規則16-0別表第5の規定を適用した場合の改正後の規則16-0第29条に定める障害の状態によるものとする。

用については、改正後の規則1 6-0別表第5に規定する障害 等級によるものとする。

13 (略)

(新設)

以 上